

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成20年11月14日

担 当	岐阜労働局 労働基準部 賃金室		
	室長	布施 忠徳	
	賃金指導官	大谷 徹	
	電話	058 - 245 - 8104	

産業別最低賃金（3業種）の改正決定について

本年12月17日から引上げ

岐阜労働局（局長：藤井龍一郎）は、岐阜地方最低賃金審議会（会長：川島和男弁護士）の答申を受け、本日、3業種（下表）の労働者（約4万7千人）に適用される産業別最低賃金の改正決定を行い、官報に公示した。

改正内容は、3業種の時間額を8円から11円引上げるものであり、効力の発生日はいずれも本年12月17日である。

改正決定の具体的内容は、次のとおりである。

業 種	改定後時間額	引上額・率	改訂前時間額
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	767円	9円 (1.2%)	758円
自動車・同附属品製造業	807円	11円 (1.4%)	796円
航空機・同附属品製造業	857円	8円 (0.9%)	849円

岐阜県内において設定されている産業別最低賃金（5業種）のうち、「陶磁器・同関連製品、耐火物製造業」及び「紡績業」については、関係労使から改正の申出が行われなかったため、本年は改正審議を行っていない。

なお、岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」は、本年10月19日から「時間額696円」（11円の引上げ）としている。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、

- (1) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間後地に支払われる賃金
- (2) 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
- (3) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は、算入しないこととなっている。

1 最低賃金額の推移

	平成 10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
岐阜県最低賃金	6 5 3 円 1.87%	6 5 8 0.77	6 6 3 0.76	6 6 8 0.75	6 6 8 0.00	6 6 8 0.00	6 6 9 0.15	6 7 1 0.30	6 7 5 0.60	6 8 5 1.48	6 9 6 1.61
陶 磁 器	7 1 4 円 1.85%	「陶磁器」は、時間額のほか、 日額 5,708 円も設定されている。 申 出 な し									
紡 績	6 7 1 円 1.82%	6 7 7 0.89	6 8 2 0.74	6 8 7 0.73	6 8 8 0.15	6 8 8 0.00	改 正 な し	6 9 0 0.29	6 9 4 0.58	7 0 0 0.86	申 出 な し
電 気	7 1 7 円 1.85%	7 2 4 0.98	7 3 0 0.83	7 3 5 0.68	7 3 6 0.14	7 3 7 0.14	7 3 8 0.14	7 4 2 0.54	7 4 7 0.67	7 5 8 1.47	7 6 7 1.19
自 動 車	7 5 2 円 1.90%	7 5 9 0.93	7 6 5 0.79	7 7 1 0.78	7 7 2 0.13	7 7 3 0.13	7 7 5 0.26	7 7 9 0.52	7 8 5 0.77	7 9 6 1.40	8 0 7 1.38
航 空 機	8 1 3 円 1.75%	8 1 9 0.74	8 2 5 0.73	8 3 0 0.61	8 3 1 0.12	8 3 1 0.00	8 3 2 0.12	8 3 5 0.36	8 4 0 0.60	8 4 9 1.06	8 5 7 0.94

注 1 : 上段は時間額 (円) 下段は引上率 (%) 。 注 2 : 最低賃金額は時間額のみ記載し、失効した日額は省略した。

2 適用労働者数

(1) 「 電 気 」 : 2 万 2 , 1 0 0 人、 (2) 「 自 動 車 」 : 1 万 9 , 0 0 0 人、 (3) 「 航 空 機 」 : 5 , 7 0 0 人
 (4) 「 陶 磁 器 」 : 1 万 0 , 7 0 0 人、 (5) 「 紡 績 」 : 8 0 0 人 産 業 別 最 賃 計 : 5 万 8 , 3 0 0 人
 () 「 岐 阜 県 最 低 賃 金 」 : 7 2 万 7 , 7 0 0 人 (産 別 適 用 労 働 者 数 を 除 く 。)

3 答申日

(1) 「 電 気 」 : 10 月 20 日、 (2) 「 自 動 車 」 : 10 月 17 日、 (3) 「 航 空 機 」 : 10 月 20 日